

精神保健福祉士養成課程履修に関する規程

(精神保健福祉士養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学(以下「本学」という。)社会福祉学部第一部の社会福祉学科及び福祉環境学科に、精神保健福祉士法に基づく精神保健福祉士養成課程(以下「養成課程」という。)を置く。

(履修定員)

第2条 養成課程の履修定員は、次のとおりとする。

学部	学科	履修定員
社会福祉学部第一部	社会福祉学科	20名
	福祉環境学科	20名

(資格取得)

第3条 精神保健福祉士試験の受験資格を取得しようとする者は、精神保健福祉士法、その他法令等、本学学則及び本規程に従い所定の単位を修得しなければならない。

- 2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 法令等の改正にともなう経過措置に係る指定科目の単位認定については、別に示す。

(履修願)

第4条 養成課程の履修を希望する者は、本学が定める所定の期間に「精神保健福祉士養成課程履修許可願」を教務課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修許可願提出者については、精神保健福祉士養成課程委員会において選考のうえ結果を教務課より発表する。
- 3 養成課程の履修を許可された者は、本学が定める所定の期間に「精神保健福祉士養成課程履修願」を教務課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第5条 実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に「精神科ソーシャルワーク実習履修願」を教務課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修願提出者については、実習施設を配当のうえ結果を教務課より発表する。

(編入学、転入学及び転部者の履修)

第6条 編入学、転入学及び転部者の養成課程の履修は別に定める。

(納入金)

第7条 養成課程の履修を許可された者は、選考結果発表後に設ける期間に履修費を、「精神科ソーシャルワーク実習」を履修する者は、本学が定める所定の期間に実習費を、授業料その他納入金等に関する規程に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、平成 24 年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成 26 年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成 27 年4月1日から施行する。